すまいのひろば

ユトジラんどへの入口

2025年（令和7年）12月号

JKK東京

【発行】東京都住宅供給公社　公営住宅管理部　〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

収入報告書が未提出の方に督促はがきを送ります

督促はがき（見本）

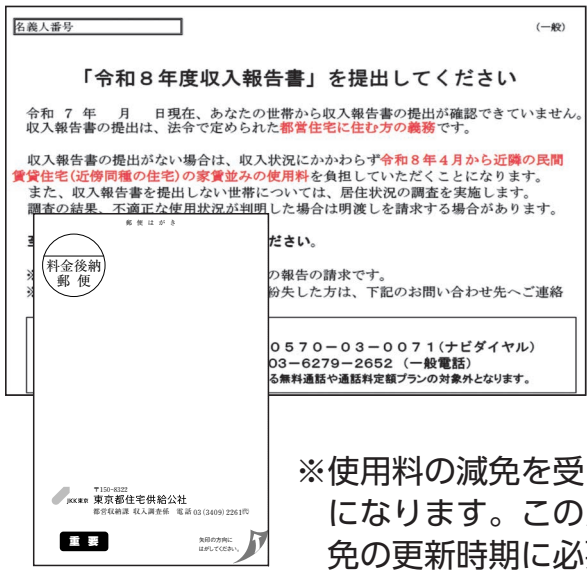
名義人番号　（一般）

「令和８年度収入報告書」を提出してください

令和　７　年　　月　　日現在、あなたの世帯から収入報告書の提出が確認できていません。
収入報告書の提出は、法令で定められた都営住宅に住む方の義務です。

収入報告書の提出がない場合は、収入状況にかかわらず令和８年４月から近隣の民間賃貸住宅（近傍同種の住宅）の家賃並みの使用料を負担していただくことになります。
また、収入報告書を提出しない世帯については、居住状況の調査を実施します。
調査の結果、不適正な使用状況が判明した場合は明渡しを請求する場合があります。

ださい。

の報告の請求です。
紛失した方は、下記のお問い合わせ先へご連絡

０５７０－０３－００７１（ナビダイヤル）
03－6279－2652（一般電話）
る無料通話や通話料定額プランの対象外となります。

郵便はがき
料金後納郵便
〒150-8322
東京都住宅供給公社
都営収納課 収入調査係　電話 03（3409）2261㈹
重要
矢印の方向にはがしてください。

収入報告書は、対象となる方あて6月13日(金)に発送していますが、まだ提出していない方がいます。

提出していない方には、12月10日(水)に督促はがきを発送します。督促はがきが届いた方は、収入報告書を忘れずに提出してください。

なお、収入報告書を提出しない場合、令和８年４月から、近傍同種の住宅（近隣の民間賃貸住宅）の家賃並みの使用料となりますので、ご注意ください。

※使用料の減免を受けている方は、使用料減免申請が**収入報告の代わり**になります。このため、収入報告書は提出不要ですが、必ず使用料減免の更新時期に必要な手続きを行ってください。

もくじ

- 収入報告書が未提出の方に督促はがきを送ります…1
- 火災に注意しましょう！……2
- ご自身で浴槽・風呂釜を設置している方へ…3
- 煙突式風呂釜をお使いの方へ……3
- ヒートショックを防止しましょう…4
- 「住宅用火災警報器」を取り替えています！…4
- バルコニー等の手すりや、床下点検口の不具合にお気づきの方はご一報ください……4
- あなたは、使用料を滞納していませんか？…5
- 子どもを事故から守りましょう！…5
- 民泊・用途外使用は禁止です……5
- 無断駐車はやめましょう……6
- 悪質な訪問販売などにご注意を！…6
- 申請・届出は、オンラインや郵送での手続きをご利用ください……6
- 「誰か」のこと じゃない。……7
- 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です…7
- 年末年始の業務のご案内……8

「すまいのひろば」外国語版をJKK東京ホームページに掲載しています。
Foreign-language versions of Daily Life Plaza are available on the JKK Tokyo official website.
“居住广场”外语版刊载于 JKK 东京主页上。
‘주거광장’ 외국어판을 JKK 도쿄 홈페이지에 게재하고 있습니다.

12月分の住宅使用料等の納期限（口座振替引落し日）は、1月5日（月）です。
口座振替ご利用の方は、事前に残高の確認をお願いします。

火災に注意しましょう！
～冬になると空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります～

調理時には火の元から目を離さずに

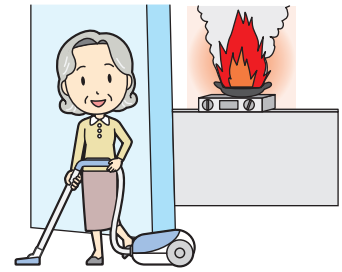

調理時の不注意による火災が発生しています。**調理時には火のそばから離れず、離れる時は必ず火を止めるようにしましょう。**

たばこの吸殻の処理は適切に

寝たばこや吸殻を完全に消火しなかったために出火したものなど、吸殻の不適切な処理による火災が発生していますので注意しましょう。

コンセント・プラグの掃除は定期的に

コンセントとプラグの間に埃がたまり、通電している電気によって発火します。**使っていないプラグを抜いたり、定期的に掃除するようにしましょう。**

暖房器具の使用は適切に

暖房器具の使い方を誤ると、火災発生の原因となります。特に石油ストーブの使用による火災にご注意ください。**（15階建以上の高層アパートにお住まいの方は、居住している階に関係なくガスストーブ・石油ストーブの使用は禁止されています！）**

- 石油ストーブに火をつけたまま給油すると、こぼれた灯油に引火することがあるので、給油時は必ず消火する。
- 洗濯物や燃えやすい物の近くで暖房器具を使用しない。
- スプレー缶などを暖房器具の近くに置かない。
- 就寝、外出時は、暖房器具のスイッチを切る。

火災を発生させると、ご自分の部屋だけでなく、周辺にお住まいの方に迷惑をかけることになり、火災原因によっては住宅の明渡しや、復旧費用を請求することになります。

また、もらい火や消火活動によって家財が損害を受けた場合、「失火の責任に関する法律」により、失火者からの損害賠償を受けられないことがあります。

万一に備え、家財や第三者への損害を補償する賃貸住宅向け火災保険（家財保険）に加入しておくことも、ご自身を守ることにつながります。

家財保険に係る申込方法や必要書類については、各保険会社にお問合せください。なお、都営住宅等は住宅使用許可書が賃貸借契約書の代わりになります。

＜リチウムイオン電池の取扱いにはご注意を＞

モバイルバッテリー等、リチウムイオン電池に起因する火災が近年急増しています。

取扱方法をよく確認し、**異常を感じた場合はすぐに使用を中止しましょう。**

また、ゴミ処理中の火災も急増しています。処分の際はお住まいの自治体の廃棄方法に従ってください。

パン田先生と栄養について学ぼう！～知っておこう5つの栄養素！～

脂質は料理をするのに使う油やバター、マーガリン、マヨネーズのほか、肉や魚の脂肪に含まれているよ。とりすぎると体によくないけれど、元気に動いたり、体をあたたかく保つためのパワーの元になるんだ。また、細胞（体の中の小さな部品）を包む膜の材料にもなっていて、毎日の生活に必要な栄養素だよ。

問題▶植物の種子や果実からつくられる植物性の油を５つ答えてみよう！

➡答えは８ページ

ご自身で浴槽・風呂釜を設置している方へ

みなさんがご自身の費用で設置した浴槽・風呂釜が故障した場合に、東京都の費用負担で浴槽・給湯設備を設置します。今年度の申込受付期限が迫っています。ご希望の方は以下を確認のうえ、お申し込みください。

申込要件

(1) ご自身で設置した浴槽・風呂釜が故障していること。
(2) 浴槽・風呂釜を取り替えた場合は、住宅使用料を改定するため、改定について同意をしていただくこと。（注１）
(3) ご自身で設置した浴槽・風呂釜を自己負担で撤去・処分すること。（注２）
(4) 住宅使用料を滞納していないこと。
(5) 収入超過、高額所得者に該当しないこと。

（注１）住宅使用料の改定の目安：月額 500 円～ 3,000 円程度の増額
・増額する金額は、世帯の収入区分に応じて異なります。
・正式な金額は、浴槽・風呂釜の取替工事実施後に通知書でお知らせします。

（注２）撤去・処分は、取替えを行う施工事業者に自己負担で依頼することもできます。

申込みの流れ

①**申込書類の請求**　JKK東京お客さまセンターへのお電話、又はオンラインで請求
②**申込書類へ記入**
③**申込書類の提出**　受持ちの窓口センターに郵送、又は持参で提出

申込受付期限

令和７年12月26日（金）
※オンラインでの申込書類の請求は令和７年12月17日（水）まで
※想定を超える申込みがあった場合には、申込期限前に受付を終了することがあります。

申込受付後、要件に該当するかの審査を経て、順次、事業者からご連絡し、現地調査・設置工事を行います。
来年度の実施については、改めてすまいのひろばでお知らせいたします。

■申込書の請求先

○お電話の場合　８ページ「JKK東京 お客さまセンター」電話番号❶へ
○オンラインの場合　JKK東京ホームページ>都営住宅等にお住まいの皆さまへ
>都営住宅等の主な手続き>オンライン申請一覧
届出用紙等の請求・再発行「6. 浴槽・給湯設備設置工事申込書の請求」

■工事内容のお問い合わせ先

８ページ「JKK東京 お客さまセンター」電話番号❷へ

煙突式風呂釜をお使いの方へ

耐火住宅（コンクリート造）は、木造住宅に比べて気密性が高く、自然換気が少ないため、十分な換気が必要です。特に煙突式風呂釜をお使いの方は、次の点にご注意ください。

①**入浴中にお風呂の追い焚きをしたり、シャワーを使ったりする場合は、台所換気扇を絶対に使用しないでください。**
風呂釜が燃焼した際の排気が室内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こす危険があります。
②外気を取り入れる換気口はふさがないでください。
③入浴中やシャワーの使用中に、嫌なにおいがしたときは、排気が室内に漏れている場合があります。浴室の窓を開けるなど新鮮な空気を取り入れると同時に、換気口等の点検を行ってください。

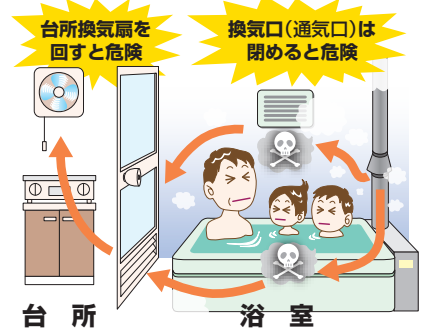

ヒートショックを防止しましょう

急激な温度の変化で血圧が上下に大きく変動することなどが原因で起こる「ヒートショック」により、入浴中に急死する事故が起きています。
気温の下がる冬場に多く見られ、高齢者や高血圧の方は特に注意が必要です。ヒートショックを防止するためには、以下の対策をとることが効果的とされています。

①冷え込みやすい脱衣所や浴室、トイレを暖房で暖める
（暖房器具を使用する際は、火事や換気にご注意ください）
②湯沸しの最後の５分をシャワーで給湯する
③夕食前・日没前に入浴する
④湯温設定 41℃以下にする
⑤食事直後や飲酒時の入浴を控える

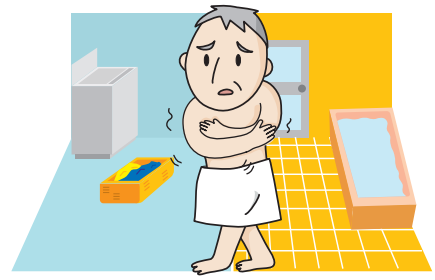

「住宅用火災警報器」を取り替えています！

住戸内に設置している住宅用火災警報器の取替工事を進めています。
この警報器は東京都火災予防条例により設置及び維持管理が義務付けられた設備ですので、概ね10年で定期的な取替えが必要です。お住まいのみなさんの不在等により取替えができていない場合、火災の発見が遅れる可能性があります。工事のお知らせがあった場合は、取替作業にご協力をお願いいたします。
また、住宅用火災警報器が設置されていない場合は、JKK東京 お客さまセンター（８ページの電話番号❷）へご連絡をお願いいたします。

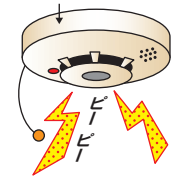

◆訪問販売等の悪質な事業者にご注意ください◆
取替工事は JKK東京が発注した事業者が行います。
費用は一切かかりません。みなさん自身で購入する必要もありません。

もし警報音が鳴ったときは…

◆火災のとき◆
火元を確認し避難してください。119番通報と可能であれば初期消火を行ってください。消防への通報とあわせて、JKK東京 お客さまセンター（８ページの電話番号❷）にもご一報ください。

◆火災ではないとき◆
本体の警報停止ボタンを押していただくか、ひもを引いてください。警報音が止まり、通常の状態に戻ります。その後、室内の換気をしてください。

バルコニー等の手すりや、床下点検口の不具合にお気づきの方はご一報ください

東京都では、各種法定点検を実施するなど、安全・安心な住まいの提供に努めていますが、住宅内で発生する事故の防止には、みなさんのご協力が必要となります。
バルコニー、共用廊下又は窓等に設置している手すりや室内の床下点検口のがたつきなど、ちょっとした不具合から人や物が落ちる重大な事故につながることもあります。
このような事故を未然に防ぐため、不具合などにお気づきの場合は、JKK東京 お客さまセンター（８ページの電話番号❷）にご連絡ください。

あなたは、使用料を滞納していませんか？

① 使用料の滞納を続けると督促状、
催告書等が届きます。

② 使用許可が取り消され、裁判にもなります。

③ 裁判で判決が出れば
住宅を明け渡すことになります。

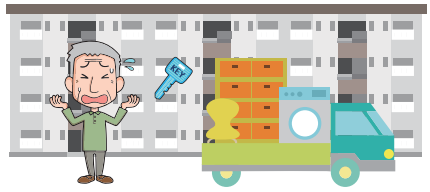

④ 退去しても、滞納金の支払いは続きます。

都営住宅等に安心して住み続けるために

1　使用料は忘れずに期日までに支払いましょう。
2　期日を過ぎてしまったときは、そのままにせず早めに支払いましょう。
※お支払いは、便利な口座振替の利用をおすすめします。
※口座振替をご希望の方や、滞納した使用料の支払相談は、JKK東京 お客さまセンター（8ページの電話番号❶）にご連絡ください。

子どもを事故から守りましょう！

冬休みになると、子どもたちが団地内の公園で遊ぶ機会が増えます。公園内では遊具を正しく使って、安全にけがのないよう遊ばせるようにしましょう。また、団地内の目の届きにくい場所、駐車場やエレベーターの中などで子どもたちが遊ばないよう注意しましょう。

みなさんのちょっとした声かけや気配りが、事故から子どもを守る大きな力になります。

民泊・用途外使用は禁止です

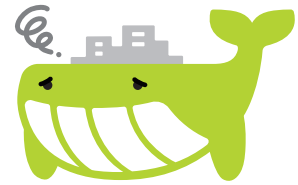

都営住宅及び東京都施行型都民住宅は、宿泊施設として貸し出すことはできません。

入居時の使用許可条件においても、都営住宅等を転貸したり、居住の用途以外に使用すること(※)を禁止しており、こうした事実が判明した場合には、使用許可を取り消し、住宅の明渡しを求めることがあります。

お住まいのみなさんは、住宅を適正に使用していただきますようお願いします。

※東京都の許可を得て、住宅の一部を、あんま、はり、きゅうなど、住宅にお住まいの方の福祉を目的とした仕事に使える場合もあります。

民泊禁止を含めた住まい方の留意点については、入居時にお渡しした「住まいのしおり」に詳しく記載しています。JKK東京ホームページでもご覧いただけます。
JKK東京＞都営住宅等にお住まいの皆さまへ＞「住まいのしおり」Living in Public Housing

無断駐車はやめましょう

都営住宅等では、有料駐車場及び身体障害者向けの特定駐車場を除いて、団地内の通路や空地に駐車することはできません。

通路や空地を保管場所代わりに使用することは、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に違反します。また、緊急車両の進入の妨げになるほか、見通しを悪くするため、交通事故にもつながります。自動車は保管場所として認められている駐車場に停めましょう。

団地内から無断駐車をなくすために、みなさんのご協力をお願いします。

悪質な訪問販売などにご注意を！

東京都やJKK東京と関係のない事業者が、「JKK東京（公社）の下請けです」「東京都指定の製品の購入が必要です」などと言って、みなさんのお宅を訪問し、点検などを行ったうえで、不要な製品の勧誘をされたり、お金を請求されたという相談が寄せられています。

東京都やJKK東京などが、このような連絡や訪問をすることはありません。不審に思った場合や、長時間居座られるなど不安になった場合は、最寄りの警察に相談してください。

○JKK東京が依頼した点検や工事の場合は、必ず事前のお知らせを配っています。

○**JKK東京の職員、JKK東京が依頼する事業者は、身分証明書を携帯しています。対応する際は、必ず提示を求めてください。**

○怪しい電話はすぐに切る、不審メールは無視する、事前の約束のない人が訪ねてきてもドアを開けないでください。

申請・届出は、オンラインや郵送での手続きをご利用ください

世帯員変更届や連絡先変更届、有料駐車場登録事項変更届などの手続きは、窓口センターにお越しにならなくても、オンラインで受付しています。対象となる手続きは、JKK東京ホームページ「オンライン申請一覧」にて、確認いただけます。

また、オンライン申請の対象となっていない手続きであっても、使用料減免申請などの一部の手続きは、郵送で行うことができます。

オンライン申請はこちらから

JKK東京ホームページ「オンライン申請一覧」

※令和７年４月から、オンライン申請のサイトが「LoGoフォーム」に変更になりました。
※「LoGoフォーム」を初めてご利用になる際は、新規アカウント登録が必要です。

「誰か」のこと じゃない。
12月10日は「人権デー」、12月4日から10日までは「人権週間」です。

12月４日～12月10日は人権週間です。「人権のないところに平和は存在しない」と言われ、人権の尊重が平和の基礎であるとの認識が世界共通となっています。

「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きる権利」です。しかし今でも差別的な表現、いじめや虐待、ストーカー行為など、他者の人権を考えないような問題が起きています。

誰もが幸せに暮らせるようお互いを思いやり、人権を尊重する社会を築いていくことが大切です。

これまでの事例から…

都営住宅における悪質な落書き

先日、都営住宅の共用部において、他者等を誹謗・中傷する内容や、同和問題（部落差別）に関する悪質な差別落書きが見つかりました。

こうした落書きは、平穏な生活を脅かすばかりでなく、そのままにしておくと被害や差別意識を拡大してしまうおそれがあります。

このような行為は決して許されるものではなく、速やかな対応が必要となりますので、こうした落書きを見つけた際には、すぐにご連絡ください。

※落書きは刑法に定める器物損壊罪等の犯罪になる場合もあります。

東京都住宅政策本部都営住宅経営部　☎03-5320-4981
JKK東京 お客さまセンター　☎0570-03-0072

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です
東京に関連する拉致被害者・特定失踪者等も数多く存在します

政府が認定した拉致被害者のほかにも、特定失踪者など、拉致の可能性を排除できない方々が多数存在します。この中には、都内に住んでいたり、都内で失踪した方々も数多く含まれており、少なくとも50人の消息がいまだにつかめていません。

すべての拉致被害者の早期帰国が実現するよう、一人ひとりの声によって、拉致問題解決を後押ししていきましょう。

○「拉致被害者救出運動」オンライン写真展
12月１日(月)～26日(金)

○都庁ブルーリボンライトアップ＆ブルーリボン旗掲出
12月10日(水)～26日(金)

都庁第一本庁舎を、「ブルーリボン」にちなんでブルーにライトアップするとともに、都庁前中央通りにブルーリボン旗を掲出。

■「人権週間」及び「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に関するお問い合わせ先
東京都総務局人権部人権施策推進課
人権部ホームページ　じんけんのとびら　検索

東京都 くらし・住まい
X(旧Twitter)

年末年始の業務のご案内

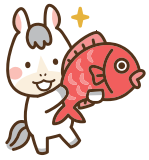

年末年始の休業は、12月27日(土)から1月4日(日)まで

本年の業務は12月26日(金)午後６時で終了します。新年は１月５日(月)午前９時から業務を開始します。年内の各種お手続きや修繕の申込は早めにお願いします。

休業中 緊急の場合には

年末年始の休業期間中であっても、緊急の場合は、24時間365日対応しております。(下記の電話番号❷)

- 漏水・断水などの緊急を要する修繕
- 事故や火災
- 居住者の安否に関わる緊急のご連絡

混雑予想

JKK東京ホームページに「電話がつながりにくい時間帯について」を掲載しています。お電話の前にご確認ください。

例年、年始はお客さまセンターへの電話が混み合いつながりにくくなります。お急ぎでない方はお時間をおいておかけください。

*すまいのひろば令和8年1月号は、1月5日(月)に発送予定です。例月より、お手元に届くのが遅くなりますが、ご了承ください。

JKK東京　お客さまセンター

月曜日及び休日の翌日は、電話が混みあい、つながりにくい場合があります。
お急ぎでない方は、別の日にご利用ください。

受付時間 ９時～18時（土日・祝日・年末年始を除く）

❶ 各種お手続き 使用料のお支払い 住まい方のご相談

都営住宅等の「オンライン申請一覧」はこちら

ナビダイヤル 0570-03-0071
☎03-6279-2652

❷ 修繕のお申込み・ご相談

漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、居住者の安否に関わる緊急のご連絡は
24時間365日対応

ナビダイヤル 0570-03-0072
☎03-6279-2653

- **ナビダイヤルは、各携帯電話事業者が提供する無料通話や通話料定額プランの対象外です。**
  また、使用している回線・端末によって通話料が異なります。
  料金ガイダンス又はナビダイヤルのホームページをご確認ください。
  ※ナビダイヤルに発信後、冒頭に流れる料金ガイダンス中については、通話料は発生しません。
- **「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。**

お手続き等に関する「よくある ▶ ご質問」はこちら

東京都住宅政策本部ホームページ
東京都住宅政策本部 検索

JKK東京ホームページ「都営住宅等にお住まいの皆さまへ」
都営住宅　お住まいの皆さま 検索

「すまいのひろば」外国語版はこちら
Foreign-language versions

「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。
SAVE THE GREEN EARTH!

答え　ごま油、オリーブ油、こめ油、コーン油、大豆油、なたね油、パーム油、ひまわり油等